

## 「図説人体寄生虫学」編集委員会細則

平成 30 年 8 月 8 日制定

### (目的)

第1条 この細則は、日本寄生虫学会(以下「本学会」という)会則(平成 27 年 3 月 21 日改訂)第 20 条3項により別に定める「日本寄生虫学会の各種委員会の設置に関する規程(平成 26 年 3 月 26 日作成、平成 27 年 3 月 21 日改訂)」の第2条に基づき設置された「図説人体寄生虫学」編集委員会(以下「委員会」という)の活動に必要な事項を定める。

### (業務)

第2条 委員会は、本学会が著作権を有する「図説人体寄生虫学」の改訂および編集に関する事項を協議し、理事会、評議員会、総会においてその活動を報告する。

### (組織)

第3条 委員会は、次ぎに掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長 1 名(担当理事)
- (2) 委員長が指名する本学会員である委員 若干名
2. 委員長は適宜委員会を開催する。
3. 委員長は委員会を組織するにあたり、委員以外にも協力を求めることができる。

### (委員の任期)

第4条

委員の任期は、委員の任期は3年とする。ただし、委員が任期半ばで交代した場合、その任期は前任者の残任期間とする。

2. 前項の委員は、再任を妨げない。

### (細則の改廃)

第5条 本細則の改廃については委員会において審議し、理事会の議を経て決定する。

### 附則

1. この細則は、平成 30 年 8 月 8 日から施行する。